令和８年分　給与所得者の保険料控除申告書

所轄税務署長	給与の支払者の名称（氏名）	公益財団法人千葉県教育振興財団	（フリガナ）あなたの氏名	
成田 税務署長	給与の支払者の法人番号 ※この申告書の提出を受けた給与の支払者（個人を除きます。）が記載してください。	2 0 4 0 0 0 5 0 1 6 8 2 9		
	給与の支払者の所在地（住所）	四街道市鹿渡８０９番地の２	あなたの住所又は居所	

記載のしかたはこちら

保

◎この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

生命保険料控除

	保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間又は年金支払期間	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人の氏名	新・旧の区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額（分配を受けた剰余金等の控除後の金額）(a)	給与の支払者の確認
一般の生命保険料						新・旧	(a) 円	
						新・旧	(a)	
						新・旧	(a)	
						新・旧	(a)	

(a)のうち新保険料等の金額の合計額	A 円	無	Aの金額を下の計算式Ⅰ（新保険料等用）に当てはめて計算した金額 ① （最高40,000円） 円	計（①＋③） ④ （最高40,000円）	円
年齢23歳未満の扶養親族の有無 ※年齢23歳未満の扶養親族を有する場合は、下の☆欄も記載してください。		有	Aの金額を下の計算式Ⅱ（年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の新保険料等用）に当てはめて計算した金額 ② （最高60,000円） 円	計（②＋③） ⑤ （最高60,000円）	円
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額	B 円		Bの金額を下の計算式Ⅲ（旧保険料等用）に当てはめて計算した金額 ③ （最高50,000円） 円	③と④のいずれか大きい金額又は⑤の金額 ㋑	円

介護医療保険料					(a) 円	
					(a)	
					(a)	
(a)の金額の合計額	C 円		Cの金額を下の計算式Ⅰ（新保険料等用）に当てはめて計算した金額	㋺ （最高40,000円）	円	

個人年金保険料				支払開始日 ・ ・	新・旧 (a) 円	
				支払開始日 ・ ・	新・旧 (a)	
				支払開始日 ・ ・	新・旧 (a)	
(a)のうち新保険料等の金額の合計額	D 円		Dの金額を下の計算式Ⅰ（新保険料等用）に当てはめて計算した金額	⑥ （最高40,000円）	計（⑥＋⑦） ⑧ （最高40,000円）	円
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額	E 円		Eの金額を下の計算式Ⅲ（旧保険料等用）に当てはめて計算した金額	⑦ （最高50,000円）	⑦と⑧のいずれか大きい金額 ㋩	円

☆年齢23歳未満の扶養親族	（フリガナ）年齢23歳未満の扶養親族の氏名	左記の者の個人番号	左記の者の生年月日（平16.1.2以後生）	生命保険料控除額計（㋑＋㋺＋㋩）（最高120,000円）
		※※※※※※※※※※※※	平・令 年 月 日	円
		あなたと左記の者の住所又は居所が異なる場合の左記の者の住所又は居所	左記の者のあなたとの続柄	左記の者の本年中の合計所得金額の見積額

計算式Ⅰ（新保険料等用）※

A、C又はDの金額	控除額の計算式
20,000円以下	A、C又はDの全額
20,001円から40,000円まで	(A、C又はD)×1/2+10,000円
40,001円から80,000円まで	(A、C又はD)×1/4+20,000円
80,001円以上	一律に40,000円

計算式Ⅱ（年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の新保険料等用）※

Aの金額	控除額の計算式
30,000円以下	Aの全額
30,001円から60,000円まで	A×1/2+15,000円
60,001円から120,000円まで	A×1/4+30,000円
120,001円以上	一律に60,000円

計算式Ⅲ（旧保険料等用）※

B又はEの金額	控除額の計算式
25,000円以下	B又はEの全額
25,001円から50,000円まで	(B又はE)×1/2+12,500円
50,001円から100,000円まで	(B又はE)×1/4+25,000円
100,001円以上	一律に50,000円

※　控除額の計算において算出した金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

地震保険料控除

保険会社等の名称	保険等の種類(目的)	保険期間	保険等の契約者の氏名 / 保険等の対象となった家屋等に居住又は家財を利用している者等の氏名	地震保険料又は旧長期損害保険料区分	あなたが本年中に支払った保険料等のうち、左欄の区分に係る金額（分配を受けた剰余金等の控除後の金額） Ⓐ	給与の支払者の確認
				地震・旧長期	円	
				地震・旧長期		

Ⓐのうち地震保険料の金額の合計額	Ⓑ	円
Ⓐのうち旧長期損害保険料の金額の合計額	Ⓒ	円
地震保険料控除額	（Ⓑの金額 （最高50,000円） 円）＋（Ⓒの金額（Ⓒの金額が10,000円を超える場合は、Ⓒ × 1/2+5,000 円）※ （最高15,000円） 円）＝	（最高50,000円） 円

社会保険料控除

社会保険の種類	保険料支払先の名称	保険料を負担することになっている人の氏名	あなたが本年中に支払った保険料の金額
			円
合計（控除額）			円

小規模企業共済等掛金控除

種類	あなたが本年中に支払った掛金の金額
独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	円
確定拠出年金法に規定する**企業型**年金加入者掛金	
確定拠出年金法に規定する**個人型**年金加入者掛金	
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金	
合計（控除額）	円

証明書類の添付箇所

（証明書類の交付が遅延したことなどのために添付ができないときは、令和９年２月１日までに提出することを条件として控除を受けることができます。）

○ 年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例についてのご注意

1　一般の生命保険料（新保険料等に限ります。）の金額があり、かつ、年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合（年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例の適用がある場合）は、「☆年齢 23 歳未満の扶養親族」欄にその扶養親族の氏名等を記載してください（２人以上の年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合は、いずれか１人を記載することで差し支えありません。）。

また、この場合には、②欄及び⑤欄を記載するとともに、㋑欄には「⑤欄の金額」を記載してください（①欄及び④欄は使用しません。）。

2　一般の生命保険料（新保険料等に限ります。）の金額がある場合で上記１の場合以外のときは、①欄及び④欄を記載するとともに、㋑欄には「③欄と④欄のいずれか大きい金額」を記載してください。

3　「年齢 23 歳未満の扶養親族」とは、あなたと生計を一にする年齢 23 歳未満（平成 16 年１月２日以後生）の親族（児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、本年中の合計所得金額の見積額が 62 万円以下（給与だけの場合は、給与の収入金額が 136 万円以下）の人をいいます。

4　年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例には、夫婦共働き世帯のように同じ世帯に所得者が２人以上いる場合において、年齢 23 歳未満の扶養親族１人ごとに、同一世帯内のいずれか１人の所得者にのみ適用されるという制限がありません。したがって、夫婦の間に年齢 23 歳未満の扶養親族である子が１人いるような場合には、その夫婦双方が、この特例の適用を受けることができます。

5　「☆年齢 23 歳未満の扶養親族」欄の「左記の者の個人番号」欄については、一定の要件の下、マイナンバー（個人番号）の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

○ 控除の対象となる保険料の範囲等と添付書類について

<table>
<tr><th></th><th>控除の対象となる保険料の範囲等</th><th>添付書類(※)</th></tr>
<tr><td>生命保険料</td><td>生命保険料控除の対象となる生命保険料とは、一定の生命保険契約等（年金を給付する定めのあるものを含みます。）、あるいは疾病若しくは身体の傷害により入院して医療費を支払ったことなどに基因して保険金が支払われる一定の保険契約に基づき、あなたが本年中に支払った保険料や掛金をいいます。
なお、控除の対象となる保険料や掛金は、保険契約等の内容や契約締結日などによって次のように区分されますから、生命保険会社等が発行した証明書類などによって、控除の対象となるものかどうかと各保険料の区分を確認し、保険料の区分ごとに所定の欄に記入してください。
<table><tr><th></th><th colspan="2">契約締結日</th></tr><tr><th></th><th>平成 23 年 12 月 31 日
以前（旧保険料等）</th><th>平成 24 年１月１日
以後（新保険料等）</th></tr><tr><td>一般の生命保険料</td><td>旧生命保険料</td><td>新生命保険料</td></tr><tr><td>介護医療保険料</td><td>－</td><td>介護医療保険料</td></tr><tr><td>個人年金保険料</td><td>旧個人年金保険料</td><td>新個人年金保険料</td></tr></table>（注）１　生命保険料控除額は、「一般の生命保険料」と「介護医療保険料」、「個人年金保険料」を区分し、それぞれ表面の計算式に基づき算出した各控除額を合計した金額（最高 120,000 円）となります。
２　「一般の生命保険料」と「個人年金保険料」について、「新・旧の区分」欄の記載に当たっては、新保険料等か旧保険料等かに応じて、いずれか一方を○で囲んでください。
３　「一般の生命保険料」又は「介護医療保険料」の対象となる保険契約等は、その契約等に基づく保険金等の受取人の全てをあなた又はあなたの配偶者その他の親族とするものに限ります。
また、「個人年金保険料」の対象となる保険契約等は、その契約に基づく年金の受取人をあなた又はあなたの配偶者が生存している場合には、そのいずれかとするものに限ります。</td><td>生命保険会社等が発行した証明書類
なお、一般の生命保険料のうち旧生命保険料にあっては一契約の保険料（分配を受けた剰余金、割戻金を差し引いた残額）が 9,000 円を超えるものについて、また、旧生命保険料以外の保険料にあっては金額の多少にかかわらず全てのものについて必要です。
また、勤務先を対象とする団体特約により払い込んだ生命保険料については、この申告書に記載した「あなたが本年中に支払った保険料等の金額」、「保険金等の受取人」などに誤りがないことについて、勤務先の代表者又はその代理人の確認を受けたときは、証明書類を添付する必要はありません。</td></tr>
<tr><td>地震保険料等</td><td>地震保険料控除の対象となる地震保険料とは、あなた又はあなたと生計を一にする親族の家屋で常時その居住の用に供しているものや、これらの人の生活に通常必要な家財を保険又は共済の目的とし、かつ、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失による損害（以下「地震等損害」といいます。）によりこれらの資産について生じた損失の額を填補する保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等に基づき、あなたが本年中に支払った保険料や掛金のうち地震等損害部分の保険料や掛金（以下「地震保険料」といいます。）をいいます。</td><td>損害保険会社等が発行した証明書類
なお、保険料の金額の多少にかかわらず全てのものについて必要です。
また、団体特約により損害保険料を払い込んだ場合の取扱いは、生命保険料と同様です。</td></tr>
<tr><td>地震保険料等</td><td>また、平成 18 年 12 月 31 日までに締結した長期損害保険契約等（注１）に基づいてあなたが本年中に支払った保険料や掛金（以下「旧長期損害保険料」といいます。）については、地震保険料控除の対象とすることができます。
ただし、一つの損害保険契約等が、地震等損害により保険金や共済金が支払われる損害保険契約等と長期損害保険契約等のいずれの契約区分にも該当する場合には、選択によりいずれか一方の契約区分にのみ該当するものとして、地震保険料控除の控除額を計算します。
なお、控除対象となる地震保険料の金額又は旧長期損害保険料の金額については、損害保険会社等が発行した証明書類などによって確認してください。
（注）１　平成18 年度の税制改正前の所得税法第 77 条第１項に規定する損害保険契約等のうち、保険期間又は共済期間の満了後に満期返戻金を支払う旨の特約のある契約等でこれらの期間が 10 年以上のものであり、かつ、平成 19 年１月１日以後に契約の変更をしていないものに限るものとし、その契約等の保険期間又は共済期間の始期が平成 19 年１月１日以後であるものを除きます。
２　「地震保険料又は旧長期損害保険料の区分」欄の記載に当たっては、地震保険料か旧長期損害保険料かに応じて、いずれか一方を○で囲んでください。</td><td></td></tr>
<tr><td>社会保険料</td><td>あなた又はあなたと生計を一にする親族が負担することになっている次のような保険料で、あなたが本年中に支払ったものが控除の対象となります。
① 国民健康保険の保険料や国民健康保険税
② 健康保険、厚生年金保険や船員保険の保険料（任意継続被保険者の負担すべき分を含みます。）
③ 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による保険料（後期高齢者医療制度の保険料）
④ 介護保険法の規定による介護保険の保険料
⑤ 国民年金の保険料や国民年金基金の加入員として負担する掛金
⑥ 農業者年金の保険料や雇用保険の労働保険料など
（注）１　給与から差し引かれた社会保険料は、改めてこの申告書によって申告するまでもなく控除の対象とされますから、記載する必要はありません。
２　記載に当たっては、未払のものや１年超の前納（法令の規定に基づく一定の前納を除きます。）のものを含めていないかご確認ください。</td><td>左記⑤の保険料又は掛金については、厚生労働省又は各国民年金基金が発行した証明書類
⑤以外については、証明書類を添付する必要はありません。</td></tr>
<tr><td>小規模企業共済等掛金</td><td>あなたが本年中に支払った次に掲げる掛金が控除の対象となります。
① 独立行政法人中小企業基盤整備機構と締結した共済契約（旧第２種共済契約を除きます。）に基づく掛金
② 確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金
③ 確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金
④ 地方公共団体が条例の規定により精神又は身体に障害がある者に関して実施する心身障害者扶養共済制度で一定の要件に該当する契約に基づく掛金
（注）　給与から差し引かれた小規模企業共済等掛金は、改めてこの申告書によって申告するまでもなく控除の対象とされますから、記載する必要はありません。</td><td>独立行政法人中小企業基盤整備機構や国民年金基金連合会、地方公共団体が発行した証明書類
なお、掛金の金額の多少にかかわらず全てのものについて必要です。</td></tr>
</table>

※　保険料控除申告書に記載すべき事項を電磁的方法により給与の支払者に提供する場合には、この保険料控除申告書に添付すべき証明書類の提出又は提示に代えて、その証明書類に記載されるべき事項を電磁的方法により給与の支払者に提供することができます。